

農地の転用には**許可が必要です!!****農地転用とは？**

農地転用とは、農地を農地でなくすること、例えば住宅、駐車場、山林・畜舎などに土地利用を変更することです。このような場合は、あらかじめ県知事の許可を得る必要があります。

また、転用許可は全ての農地が対象となり、地目が農地でなくても、耕作の用に供されている土地も農地と見なされます。

申請の方法は？

申請には、農地法による二つの申請があります。

申請は、3支所の農業委員会（財部支所2階、末吉支所1階、大隅支所2階）で受け付けております。

締切日は、毎月10日（10日が土・日・祝日の場合は翌日）です。

4条申請・・・自分名義の農地を転用する場合

- 自己所有農地に杉・くぬぎを植林する
- 自己所有農地に住宅・畜舎等を建てる など

5条申請・・・他人名義の農地を買ってまたは借りて転用する場合

- 住宅を建てるため農地を買う・借りる
- 資材置場、駐車場として利用するため農地を買う・借りる など

再生可能エネルギー（太陽光発電施設）の設置に係る農地転用許可について

太陽光発電施設への転用については、第1種農地（優良な農地・10ha以上の広がりのある農地）は原則不許可。第2種農地・第3種農地は農地転用許可を受ければ設置可能です。事前に農業委員会に相談されるようお願いいたします。

無断転用には厳しい罰則があります！

許可を受けずに行った行為は、農地法違反になります。農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事の中止、原状回復命令を命ずることができます。

これに従わない場合は、懲役や罰金などが科せられます。罰則は3年以下の懲役または300万円以下（法人は1億円以下）の罰金です。